

常務理事	事務長	部 長	課 長		担当者	起案	・	・
						施行	・	・

組合 処理 欄	任 継	記号	999	資格取得年月日	・	・	強 制	取得	・	・	標準報酬 月 額	千円						
		番号		喪失予定年月日	・	・		喪失	・	・								
	下記のとおり納付書を発行してほしいか																	
	毎月 払	令和	年	月	～	令和	年	月	分	前 納 払	令和	年	月	～	令和	年	月	分
											令和	年	月	～	令和	年	月	分

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

※ 申請にあたっては、必ず別紙「健康保険任意継続加入について」をご確認ください。

該当する□にチェック☑し、必要事項を記入してください。

被 保 険 者 記 入 欄	① 被 保 険 者 (退職時)	記号		② 被保険者氏名	フリガナ			
		番号						
	③ 生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日			④ 性別	☐ 男 ☐ 女		
	⑤ 被保険者住所	〒						
	⑥ 電 話 番 号 (日中の連絡先)	T E L	()		携 帯	()		
		F A X	()					
	⑦ 資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日	⑧ 退職理由	☐ 定年 ☐ 自己都合 ☐ 倒産・解雇 ☐ その他 ()	
	⑨ 勤務していた 事 業 所	名称			所在地			
	⑩ 保 険 料 の 納 付 方 法	☐ 毎月払い ☐ 半年払い ☐ 年払い			⑪ 資格確認書発行要否	☐ 発行が必要		
	⑫ マイナンバー (①欄の記号番号を記入した場合は不要)							

確 認 欄	☐ にチェック☑してください。 ※記入がなければ手続きできませんので記入もれのないようご注意ください。	
	☐	被保険者(届出者)本人が記入したものである。
	☐	「任意継続加入について」の内容を確認し了承のうえ、任意継続加入の手続をする。

令和 年 月 日

【注意事項】

- 資格喪失日後、必ず20日以内に提出してください。(期限が過ぎると任意継続加入の手続ができません。)
- 扶養家族の申請については、「被扶養者(異動)届」と「被扶養者現況届」も同時に提出してください。
- ⑪資格確認書発行要否欄について

資格確認書の発行が必要な場合(*)は、「☐発行が必要」にチェック☑してください。

* 以下に該当する場合に限ります。

- ・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納された方
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、
利用登録解除を申請された方、利用登録解除された方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

受付年月日

健康保険任意継続加入について

◎任意継続の制度は次のようになっています。十分ご検討のうえ加入手続きをしてください。

(下記の内容をご確認いただき加入手続きをされる際は、任意継続被保険者資格取得申請書の②欄に必ずチェック☑してください。)

◎任意継続資格取得申請書は、退職日の翌日(資格喪失日)から必ず20日以内に健康保険組合へ提出してください。

※20日を過ぎると特別な事由(天災地変とか交通や通信関係のスト等による場合に限られる)による以外は受付ができませんのでご注意ください。

《加入要件》

○退職日(資格喪失日の前日)までに継続した被保険者期間が2ヵ月以上ある方

《加入期間》

○最長2年間

ただし、以下の理由に該当した場合は2年を経過する前であっても任意継続の資格を喪失します。

- ・就職等により被用者保険の被保険者となったとき
- ・被保険者の方が死亡したとき
- ・保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ・後期高齢医療制度の被保険者等となったとき
- ・被保険者から任意継続被保険者でなくなることを希望する申し出があったとき

《保険料》

○退職時の標準報酬月額によって決定し、全額自己負担となります。

《保険料の前納制度》

○保険料は年度を単位として一定期間分(原則として半年分または1年分)を一括して前納することができます。

○前納される場合は複利現価法による年4%の利率割合で割引された保険料額となります。

《保険料納付方法・納付期限》

○〔初回分〕納期：当組合が指定する日(申請手続の時期により2ヵ月分を一度に納めていただくことがあります)

○〔毎月払い〕納期：各月ごとに毎月10日(10日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)

○〔前納払い〕納期：前納期間の初月の前月の末日(末日が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)

・〈半年払い〉原則として4月(又は資格取得月の翌月)～9月までと、10月(又は資格取得月の翌月)～3月まで

・〈1年払い〉原則として4月(又は資格取得月の翌月)～3月分まで

※保険料の口座引き落としはできません。

※納付期限までに必ず納付してください。納付期限後に納めた場合、資格は喪失し継続できません。(保険料は返金します)

《その他》

○倒産・解雇および雇い止め等一定の理由により退職された方や、市町村の独自の制度により国民健康保険の保険料が軽減される場合があります。

お住まいの市町村へ保険料額をお問合せのうえ、任意継続の保険料額と比較されることをお勧めします。

上記についてご不明な点がございましたら、当健康保険組合業務課までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合

TEL. 06-6385-2851